

訪問介護報酬引き下げの見直しを求める意見書

1月22日、2024年度介護報酬改定に向けて個別サービスごとの単位数をふくめた改定内容が公表されました。この中で、訪問介護の基本報酬について身体介護、生活援助、通院乗降介助のすべてにわたって2%強の引き下げがはかられています。

昨年11月に公表された「令和5年度介護事業経営実態調査」結果において訪問介護の収支差率が7.8%と高かったことが理由とされていますが、事業規模・形態によって収支差率には相当なばらつきがあり、7.8%はあくまでも平均値に過ぎず、地方の小規模事業者の実態を反映しているとは言えません。

今回の介護報酬の引き下げは、小規模訪問介護事業者の事業継続を困難にすることが懸念されます。訪問介護は、利用者の自宅で1人1人の生活を総合的、継続的に支える介護保険の基本的サービスです。もし地域から訪問介護がなくなれば、深刻な「介護難民」「介護離職」が確実に広がります。

各自治体の地域包括ケア構想においても、高齢者の地域での暮らしを支えるうえで小規模訪問介護事業所は大きな役割を果たしています。介護報酬引き下げにより小規模訪問介護事業者が事業を撤退することになれば、地域包括ケアの推進に大きな困難を生じるとともに、介護・支援の必要な高齢者と家族の生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。今回の改定では目的の第一に「地域包括ケアシステムの深化・推進」が掲げられていますが、訪問介護の基本報酬引き下げはこの目的と矛盾する結果をもたらすものとなりかねません。

よって国に対し以下の対応を求めるものです。

1. 介護報酬改定において訪問介護の基本報酬引き下げを見直すこと。
2. 訪問介護事業の継続に適正な介護報酬とするため措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月14日

大和高田市議会